



和歌山県報

発行 和歌山県
和歌山市小松原通一丁目1番地
毎週火、金曜日発行

目次 (*については県例規集掲載事項) (取扱課室名) ページ

○ 規則

*37 和歌山県個人情報保護条例及び和歌山県情報公開条例の一部を改正する条例の一部の施行期日を定める規則 (総務課)..... 1

○ 公安委員会規則

*14 和歌山県警察署組織規則の一部を改正する規則 1

○ 告示

1237 特定非営利活動法人の設立認証の申請 (県民生活課)..... 2

1238 大規模小売店舗の変更の届出 (商工振興課)..... 2

1239 保安林の指定施業要件変更予定 (森林整備課)..... 3

1240 学校給食用和歌山県産冷凍魚の調達に係る一般競争入札に参加する者に必要な資格等 (水産振興課)..... 3

1241 公共測量の実施 (技術調査課)..... 5

1242 道路の区域変更 (道路保全課)..... 6

1243 道路の供用開始 (")..... 6

1244 道路の区域変更 (")..... 6

1245 道路の供用開始 (")..... 7

規 則

和歌山県規則第37号

和歌山県個人情報保護条例及び和歌山県情報公開条例の一部を改正する条例の一部の施行期日を定める規則を次のように定める。

平成29年9月29日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

和歌山県個人情報保護条例及び和歌山県情報公開条例の一部を改正する条例の一部の施行期日を定める規則

和歌山県個人情報保護条例及び和歌山県情報公開条例の一部を改正する条例(平成29年和歌山県条例第42号)附則第1項ただし書に規定する規定の施行期日は、平成29年10月1日とする。

公安委員会規則

和歌山県公安委員会規則第14号

和歌山県警察署組織規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成29年9月29日

和歌山県公安委員会委員長 溝 端 莊 悟

和歌山県警察署組織規則の一部を改正する規則

和歌山県警察署組織規則(昭和32年和歌山県公安委員会規則第6号)の一部を次のように改正する。別表第2和歌山県和歌山東警察署の項を次のように改める。

和歌山県和歌
山東警察署

小倉警察官連絡所

和歌山市上三毛

附 則

この規則は、平成29年10月1日から施行する。

告 示

和歌山県告示第1237号

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第10条第1項の規定による設立認証の申請があったので、同条第2項の規定により次のとおり公告する。

なお、関係書類は、和歌山県環境生活部県民局県民生活課及び和歌山県NPOサポートセンターに備え置いて、平成29年10月16日まで縦覧に供する。

平成29年9月29日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

1 申請年月日

平成29年9月15日

2 名称

特定非営利活動法人ふるさと

3 代表者の氏名

中出和子

4 主たる事務所の所在地

和歌山県和歌山市吐前49番地3

5 定款に記載された目的

この法人は、障害児者、高齢者とそのご家族に対して、福祉・教育・就労などに関する支援を行い、地域と密着し、公的機関、福祉団体との連携、協力を得て、障害児者、高齢者とそのご家族の自立と社会参加の促進、安心の提供に寄与することを目的とする。

和歌山県告示第1238号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第6条第1項の規定により、大規模小売店舗の変更の届出があったので、同条第3項の規定により公告する。

法第8条第2項の規定により意見を述べようとする者は、「（1）氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名（2）連絡先の電話番号（3）大規模小売店舗の名称（4）この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の生活環境の保持のため配慮すべき事項についての意見」を記載した意見書を、本日から4月以内に和歌山県商工観光労働部商工労働政策局商工振興課に到着するように提出すること。

なお、提出された意見は法第8条第3項の規定により公告し、縦覧に供する。

平成29年9月29日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

City!WAKAYAMA

和歌山県和歌山市元寺町5-58外14筆

2 届出者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

株式会社NOB JAPAN 代表取締役 延田久武生

大阪府大阪市中央区心斎橋筋二丁目1番6号

3 変更した事項

大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
（変更前）縦覧図書のとおり
（変更後）縦覧図書のとおり

4 変更年月日

平成29年8月31日外

5 変更した理由

小売業を行う者の代表者の変更及び小売業者の退店のため

6 届出年月日

平成29年9月13日

7 届出の縦覧場所

和歌山県商工観光労働部商工労働政策局商工振興課（和歌山市小松原通一丁目1番地）
和歌山市産業まちづくり局産業部商工振興課（和歌山市七番丁23番地）

8 届出の縦覧期間及び縦覧のできる時間帯

縦覧期間 平成29年9月29日から平成30年1月29日まで
時間帯 午前9時30分から午後5時まで

和歌山県告示第1239号

次のように保安林の指定施業要件の変更をする予定であるから、森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第30条の2第1項の規定により告示する。

平成29年9月29日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

1 指定施業要件変更予定保安林の所在場所 日高郡日高川町（次の図に示す部分に限る。）

2 保安林として指定された目的 水源の涵養^{かん}

3 変更後の指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を和歌山県農林水産部森林・林業局森林整備課及び日高振興局農林水産振興部林務課並びに日高川町役場に備え置いて縦覧に供する。）

和歌山県告示第1240号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「自治法令」という。）第167条の5第1項の規定に基づき、学校給食用和歌山県産冷凍魚の調達に係る一般競争入札（以下「競争入札」という。）に参加する者に必要な資格及び資格審査の申請方法を次のように定める。

平成29年9月29日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

1 競争入札に付する事項

(1) 調達年度

平成29年度

(2) 調達案件名

学校給食用和歌山県産冷凍魚

(3) 調達物品の特質等

仕様書による。

(4) 納入期限

仕様書による。

(5) 納入場所

仕様書による。

2 競争入札に参加する者に必要な資格事項

この競争入札に参加することができる者は、平成29年9月29日（金）現在において、次の要件を満たしている者とする。

- (1) 自治法令第167条の4第1項各号の規定に該当しない者であること。
- (2) 自治法令第167条の4第2項各号の規定により競争入札への参加を排除されている者でないこと。
- (3) 和歌山県が行う競争入札に関する参加資格の停止の措置を受けている者でないこと。
- (4) 国税及び県税に未納がない者であること。
- (5) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団又はその関係者（以下「暴力団等」という。）が経営している者又は経営に実質的に関与している者でないこと。
- (6) 暴力団等に対する資金等の供給又は便宜の供与をしている者でないこと。
- (7) 民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき、再生手続開始の申立てがなされている者又は会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき、更正手続開始の申立てがなされている者でないこと。
- (8) 和歌山県内に本店又は支店その他事業所を有する者であること。
- (9) 魚介類（生鮮品又は加工品）又は学校給食用食材（以下「魚介類等」という。）の販売実績を2年以上有し、かつ、法人にあっては、魚介類等の販売を営業の目的としていることが、登記事項証明書により確認できること。
- (10) 魚介類等を販売するにつき、法令等の規定により必要な官公署の免許、登録、許可、認可等（以下「許認可等」という。）を受けている者又は必要な官公署への届出等を行っている者であること。

3 資格審査申請書類及びその配布方法等

- (1) この競争入札の参加資格の申請に必要な書類は、次のとおりとする。

- ア 競争入札参加資格審査申請書（申請者が代理人を選任した場合にあっては、競争入札参加資格審査申請書（兼委任状））
- イ 業務概要調書
- ウ 業務実績調書
- エ 役員等に関する調書
- オ 法人にあっては、提出日において、発行後3か月を経過していない登記事項証明書
- カ 個人にあっては、提出日において、発行後3か月を経過していない住民票
- キ 提出日において、発行後3か月を経過していない印鑑証明書
- ク 和歌山県が課する県税（延滞金等を含む。）の全税目に未納がないことを確認できる納税証明書で、提出日において、発行後3か月を経過していないもの
- ケ 法人税又は所得税並びに消費税及び地方消費税に未納がないことを確認できる納税証明書で、提出日において、発行後3か月を経過していないもの
- コ 申請時の直前の事業年度における決算を明らかにする書類（法人にあっては貸借対照表、損益計算書及び株主資本等変動計算書又はこれらに相当する書類、個人にあっては青色申告書又は白色申

告書の写し)

サ 使用印鑑届

シ 2の(9)に掲げる事業実績を証する書類の写し

ス 2の(10)に掲げる許認可等を受けていること又は2の(10)に掲げる届出等を行っていることを証する書類の写し

(2) 資格審査申請時点において、現に有効な和歌山県財務規則（昭和63年和歌山県規則第28号）第87条第4号に規定する入札参加資格登録制度による登録を受けている者にあつては、当該登録に係る通知書の写しを提出することにより、(1)のイからコまでに掲げる申請書類に代えることができる。

(3) (1)のアからエまで及びサに掲げる申請書類の用紙については、県で定めるものとし、和歌山県が示す仕様書及びこれらの用紙は、平成29年9月29日（金）から同年10月12日（木）までの和歌山県の休日を定める条例（平成元年和歌山県条例第39号）第1条第1項に規定する県の休日（以下「休日」という。）を除く日の午前10時から午後5時までの間に、5に掲げる場所で配布を行う。

(4) (1)に掲げる申請書類について質問がある者は、平成29年10月5日（木）午後5時までに和歌山県農林水産部水産局水産振興課に対して書面等（ファクシミリを含む。）により行うものとする。

4 資格審査申請書類の受付期間及び受付場所

平成29年9月29日（金）から同年10月5日（木）までの休日を除く日の午前10時から午後5時までの間に5に掲げる場所で受け付ける。

5 資格審査申請書類の配布の場所

和歌山県農林水産部水産局水産振興課

和歌山市小松原通一丁目1番地

和歌山県庁東別館4階

郵便番号 640-8585

電話番号 073-441-3007

ファクシミリ番号 073-431-2244

6 資格審査の結果の通知

資格審査申請者には、競争入札参加資格の結果通知書を平成29年10月12日（木）までに郵送する。

7 競争入札参加資格がないと認められた者に対する理由の説明

(1) 競争入札参加資格がないと認められた者は、本県に対し、その理由について説明を求めることができる。

(2) (1)の説明は、6の通知を受けた日の翌日から起算して10日（休日を除く。）以内に書面により求めるものとする。

(3) (2)の書面は、持参又は書留郵便により提出するものとする。

(4) 説明を求めた者に対しては、(2)の書面を受領した日の翌日から起算して3日（休日を除く。）以内に書面により回答するものとする。

(5) (2)の書面の提出先は、5に掲げる場所とする。

和歌山県告示第1241号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定に基づき印南町長から公共測量を実施する旨通知があったので、次のとおり公示する。

平成29年9月29日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

1 作業の種類 公共測量（道路台帳図データ更新）

2 作業期間 平成29年9月27日から平成30年3月30日まで

3 作業地域 和歌山県日高郡印南町の一部

和歌山県告示第1242号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更したので告示する。

この関係図面は、和歌山県県土整備部道路局道路保全課において告示の日から30日間一般の縦覧に供する。

平成29年9月29日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

1 道路の種類 一般国道

2 路線名 425号

区 間	新旧の別	敷 地 の 幅 員 メートル	延 長 メートル	備 考
日高郡印南町大字川又字日裏387番3地先から同町大字川又字日裏356番1地先まで	旧	3.60 } 6.40	183.80	
同上	新	9.00 } 14.50	183.80	

和歌山県告示第1243号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、和歌山県県土整備部道路局道路保全課において告示の日から30日間一般の縦覧に供する。

平成29年9月29日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

道路の種類 一般国道

路線名 425号

供用開始の区間 日高郡印南町大字川又字日裏387番3地先から同町大字川又字日裏356番1地先まで

供用開始の期日 平成29年9月29日

和歌山県告示第1244号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更したので告示する。

この関係図面は、和歌山県県土整備部道路局道路保全課において告示の日から30日間一般の縦覧に供する。

平成29年9月29日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

1 道路の種類 一般国道

2 路線名 425号

区 間	新旧の別	敷 地 の 幅 員 メートル	延 長 メートル	備 考

日高郡印南町大字川又字堂面346番1地先から同町大字川又字堂面335番1地先まで	旧	4.20 7.80	123.86	
同上	新	9.70 15.80	123.86	

和歌山県告示第1245号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、和歌山県県土整備部道路局道路保全課において告示の日から30日間一般の縦覧に供する。

平成29年9月29日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

道路の種類 一般国道

路線名 425号

供用開始の区間 日高郡印南町大字川又字堂面346番1地先から同町大字川又字堂面335番1地先まで

供用開始の期日 平成29年9月29日